

「香芝市立保育所等における紙おむつ等定額利用サービス事業に関する業務」 質問回答書

業務名		香芝市立保育所等における紙おむつ等定額利用サービス事業に関する業務		
質問年月日		令和7年7月1日、令和7年7月4日	回答年月日	令和7年7月11日
		回答課名	保育幼稚園課	
NO.	質問	回答		
1	「JIS Q 15001 (プライバシーマーク) 及びISO 27001 (情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS)) を取得していること。」とありますが、事業の申込締切時点で登録完了していることが必須ですか。あるいは事業開始の令和7年9月までに取得している見込みがあればいいでしょうか。導入後での取得予定の場合でも申し込みは可能でしょうか。	JIS Q 15001 (プライバシーマーク) 及びISO 27001 (情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS)) については、参加資格の要件となることから、事業の申込み締切時点で登録が完了している必要があります。ただし、NO. 3の回答のとおり、募集要領 2 参加資格(5)において、「JIS Q 15001 (プライバシーマーク) 及びISO 27001 (情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS)) を取得していること。」としている部分については、「JIS Q 15001 (プライバシーマーク) 又はISO 27001 (情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS)) を取得していること。」に変更する方向で検討しています。		
2	ISO 27001の取得を求められている理由として、具体的などのような情報資産を対象に情報セキュリティの確保が必要と判断されたのかご教示いただけますでしょうか。例えば、利用者の氏名・住所・支払い方法 (口座情報やクレジットカード情報) などが該当するのでしょうか。想定される取り扱い情報や、市として重視されている情報セキュリティの観点をご教示いただければ幸いです。	情報資産として、利用者の氏名、住所、電話番号、児童の氏名、利用している保育施設名、支払にかかる金融機関情報等を想定しています。市においては、情報セキュリティ及び個人情報保護に関するリスクが管理できる適切な体制を構築することで、保護者が安心してサービスを利用することができると考えています。		
3	内閣府「1者応札対策」においては過度な資格要件による競争阻害を避けるため「Pマーク又はISMS」などの代替提示を求めています。本案件でも「ISMS保有相当」の代替措置を認めていただけない理由があればご教示ください。PマークまたはISMSのいずれかではなく、両資格の保有が必要な理由があればご教示ください。	JIS Q 15001 (プライバシーマーク) は個人情報保護に関するもの、ISO 27001 (情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS)) は情報セキュリティに関するものであることから、いずれも取得していることが好ましいと考え、令和7年6月25日に公告した募集要領においては、参加資格として「JIS Q 15001 (プライバシーマーク) 及びISO 27001 (情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS)) を取得していること。」としておりました。ただし、平成21年3月内閣府「1社応札、1社応募にかかる改善方策」において、「同等の資格がある場合は、当該同等の資格での入札参加を可能とするなど、要件の緩和を実施する (例: 「Pマーク取得」→「Pマーク又はISMS取得」) 。」とされていることから、募集要領 2 参加資格(5)において、「JIS Q 15001 (プライバシーマーク) 及びISO 27001 (情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS)) を取得していること。」としている部分については、「JIS Q 15001 (プライバシーマーク) 又はISO 27001 (情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS)) を取得していること。」に変更する方向で検討しています。		
4	ISMS保有を必須とされた主眼は「個人情報・決済情報の漏えい防止」と理解します。当該データをISO 27001/PCI-DSS取得済外部サービスへ委託した場合でも、同目的は達成できたとみなし、参加可能との認識に相違はありますか。	個人情報を実際に取り扱う事業者が、個人情報を適切に管理するべきであると考え、個人情報を実際に取り扱う事業者がJIS Q 15001 (プライバシーマーク) 又はISO 27001 (情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS)) を取得している必要があると考えています。なお、NO. 3の回答のとおり、募集要領 2 参加資格(5)において、「JIS Q 15001 (プライバシーマーク) 及びISO 27001 (情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS)) を取得していること。」としている部分については、「JIS Q 15001 (プライバシーマーク) 又はISO 27001 (情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS)) を取得していること。」に変更する方向で検討しています。		

NO.	質問	回答
5	「プライバシーマーク」「ISMS」の認証書類は、どちらか一方のみの提出で問題ありませんでしょうか。	<p>JIS Q 15001（プライバシーマーク）は個人情報保護に関するもの、ISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS））は情報セキュリティに関するものであることから、いずれも取得していることが好ましいと考え、令和7年6月25日に公告した募集要領においては、参加資格として「JIS Q 15001（プライバシーマーク）及びISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS））を取得していること。」としておりました。</p> <p>ただし、平成21年3月内閣府「1社応札、1社応募にかかる改善方策」において、「同等の資格がある場合は、当該同等の資格での入札参加を可能とするなど、要件の緩和を実施する（例：「Pマーク取得」→「Pマーク又はISMS取得」）。」とされていることから、募集要領 2 参加資格(5)において、「JIS Q 15001（プライバシーマーク）及びISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS））を取得していること。」としている部分については、「JIS Q 15001（プライバシーマーク）又はISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS））を取得していること。」に変更する方向で検討しています。</p>
6	プライバシーマーク及びISO27001を取得していないのですが、代用として公立保育所等での保護者との直接契約の実績ではいかがでしょうか？	<p>市においては、情報セキュリティ及び個人情報保護に関するリスクが管理できる適切な体制を構築することで、保護者が安心してサービスを利用することができると考えていることから、JIS Q 15001（プライバシーマーク）又はISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS））のいずれかを取得していることを条件といたします。</p>
7	保護者との直接契約の実績は紙おむつに限らず、他の定額制サービスの実績でもよろしいでしょうか。	<p>本事業の募集においては、紙おむつ及びおしりふきの月額定額制により利用できるサービスとしております。</p>